

令和3年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和3年4月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による貸貸借の解約の通知について

- 議案第541号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第542号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第543号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第544号 農用地利用集積計画（案）について
議案第545号 土地改良事業参加資格交代承認について
議案第545号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

14番 中島 一枝 16番 廣部 重嗣

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和3年4月定例総会を開催させていただきます。令和3年度を迎えまして、最初の定例総会でございます。全国的には、依然として新型コロナウイルス感染症のニュースが大きく取り上げられ、感染拡大が広がっている大阪、兵庫、宮城に加え、今日から東京、京都、沖縄でも蔓延防止措置が適用されました。また、高齢者へのワクチン接種の準備も進んでおり、当市においても5月下旬ごろの接種に向けて接種券の発送もはじまりましたので、スムーズな接種と一日も早い収束を祈るばかりです。農業委員会としましても、感染防止対策としてマスク着用、手指の消毒、検温に加えまして、本日からアクリル板も設置しておりますので、多少閉塞感もありますが万全を期したいとおもいますのでご協力をお願いします。変異株の感染拡大、第4波と言われている中ではありますが、東京オリンピックの聖火リレーが3月25日に福島県のJヴィレッジをスタートしました。コロナ渦であり、各地で開催や中止の議論もありますが、白血病から復帰後わずか8ヵ月で日本選手権で出場した4種目全てで優勝し、オリンピック出場を決めた池江璃花子選手が、努力は必ず報われると会見で語り、見ている全ての人に感動と希望を与えたように、コロナ渦による閉塞感が漂う今日ですが、希望の光となる大会になればと期待しているところです。

さて、新年度を迎えまして事務局の体制ですが、今年度から4月と7月の2段階の定期人事異動が実施されることとなり、4月については、管理職、係長職、新規採用職員等が対象でしたが、当事務局の正規職員の4月異動はありませんでしたので、今年度も引き続きよろしくをお願いします。なお、各委員会については担当替えを行いました。農業振興委員会は西尾副参事、農地等調査委員会は後藤主幹、農地最適化委員会は大住主幹、鳥獣害対策特別

委員会は田中主事が担当いたしますので、併せてお願いいたします。それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、3月19日常設審議委員会が大津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。3月22日、女性農業者の組織づくりに向けた意見交換会が開催されましたので、女性農業委員の皆さんさんに出席していただきました。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が13件、4条申請が4件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画（案）の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る4月5日に当番委員、15番の近藤和夫委員、17番の家倉和行委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

（会長）

テレビを見ても新聞を読んでも新型コロナウイルスの話ばかりですが、日々、感染者数が多くなってきております。十分な感染対策をお願いしたいと思っております。また、飲食業を対象に非常に手厚い支援を行おうという動きがございますか、やはりスムーズにいかないのが現状でございます。そういった所へ食材等を出荷しております農家も相当な痛手を負っているということが言われてございます。観光業におきましては、珍しい白鷺がいますがこの環境下では、観光客を迎えられない事が非常に残念です。いろいろなところで影響が出ていると思っております。

さて、いよいよ農繁期ということでトラクター等の使用での事故が多くなると思っております。どうか一つ、十分に注意をはらっていただくことを、切にお願いしたいと思っております。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、14番の中島一枝委員、16番の廣部重嗣委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年4月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、田1筆、693㎡をガレージ、駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

番号2、土地の表示、大戌井町地先、田3筆、1,039㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南と北は道路です。

番号3、土地の表示、南高田町地先、田1筆の一部、447㎡の内100.5㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。

周囲の状況は、東は申請人所有畑、西は雑種地、南は雑種地、北は里道です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年4月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田1筆、311㎡、畑1筆、355㎡、合計666㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は田、西は里道、南は田、北は水路です。

番号2、土地の表示、田村町地先、畑1筆、99㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は畑、西は宅地、南は畑、北は宅地です。

番号3、土地の表示、川崎町地先、田1筆の一部、1,261㎡の内996㎡を売買により共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は宅地、北は道路です。

続いて農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年4月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計17筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田17筆、21465.91㎡の解約です。番号1、番号2、番号3については後にご説明させていただきますが、議案第541号、議案第544号にかかる解約です。番号4については、議案第544号で農協の円滑化による利用権において、耕作者の変更のための解約です。番号5から番号7については、農地中間管理事業において所有者との解約です。番号14から番号17までは農地中間管理事業において耕作者の変更に伴い、滋賀県農林漁業担い手育成基金と耕作者との利用権の解約です。番号8から番号13までは転用目的にかかる解約です。そのうち、番号8から番号12までは県道拡幅のための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか。

(会長)

ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第541号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第541号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年4月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が13件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町西物部地先の田1筆、1,378㎡、畑3筆、77㎡、合計1,455㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の田と畑で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認し、畑は耕起がされていまして。譲渡人は自宅が申請地から遠く、管理ができないことから、現在、申請地付近で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、相撲町地先の田1筆、1,018㎡、畑1筆、102㎡、合計1,120㎡を贈与で取得されるものです。申請地は白地の田と畑で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認し、畑はビニールハウスにて耕起がされていまして。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近で耕作を行っている譲受人と贈与の話が

まとめ申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、小谷上山田町地先の田1筆、1,192㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人はすでに死亡され相続財産管理人が選定されておられ、申請地の管理ができないことから申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとめ申請に至ったものです。

番号4、番号5、番号6、番号7は関連するため、同時に説明させていただきます。番号4の土地の表示、高月町東柳野地先の田1筆、2,847㎡を交換にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました。番号5の土地の表示、高月町東柳野地先の田1筆、1,785㎡を交換にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました。番号6の土地の表示、高月町東柳野地先の田1筆、1,438㎡を交換にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました。番号7の土地の表示高月町東柳野地先の田3筆、5,744㎡を交換にて取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り後を確認しました。番号4から番号6までの譲受人は地域農業者であり、番号7の譲受人は地域の農地所有適格法人です。今回、それぞれの間で交換にて話がまとめ、申請されたものです。

番号8、番号9、番号10は関連しており譲受人は同じですが、譲渡人と契約方法がことなることから分けて申請されました。番号8の土地の表示、高月町落川地先の畑1筆、492㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、畑は耕起がされていました。番号9の土地の表示、高月町落川地先の畑2筆、731㎡を賃貸借にて耕作されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、野菜の作付がされていました。番号10の土地の表示、高月町落川地先の畑1筆、202㎡を使用貸借にて耕作されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、野菜の作付がされていました。それぞれの譲渡人が高齢であり申請地の管理ができないことから、今回、それぞれの契約方法にて話がまとまったため、申請されたものです。

番号11、番号12は関連するため、同時に説明させていただきます。番号11の土地の表示、湖北高田町地先、田1筆、2,229㎡、番号12の土地の表示、湖北町速水地先、田1筆、2,947㎡、両方とも青地の田で、現地確認をしたところ田は水稻の刈り取り後を確認しました。それぞれの譲受人は地元の農業者で、今回、交換の話がまとめ申請に至ったものです。

番号13、土地の表示、曾根町地先の畑1筆、178㎡を売買にて取得されるものです。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとめ申請に至ったものです。

以上、番号1から番号13につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもあ

りますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第541号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第541号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第541号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第542号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第542号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年4月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第542号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる3月22日に農地等調査委員会の將亦委員長、7番の八若和美委員、18番の保積郷司委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年4月5日に15番の近藤和夫委員、17番の家倉和行委員をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、南浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員さんよりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、南浜町地先、畑、218㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東と西は宅地、南は里道、北は宅地と申請者所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは申請人が平成13年頃に隠居を建てられ、現在に至っております。今回、申請人が相続登記の手続きを進める中で、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、今町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、例外的に住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、今町地先、田、187㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は用悪水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは申請人が昭和55年頃に住宅敷地として造成され現在に至っております。

今回、不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町河毛地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集

落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町河毛地先、畑、491㎡、転用目的を植林とした申請です。周囲の状況は、東は原野、西は用悪水路、南は道路、北は山林です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、昭和54年頃に申請人が相続された時には、既に山林となっていたことから相当年数が経っていると思われます。今回、不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、曾根町地先、畑、412㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と北は宅地、南は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されています。これは昭和49年頃に申請人の先代が隠居と物置を建築し、現在に至っております。今回、不動産整理を行ったところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第542号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第542号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第543号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第543号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年4月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第543号につきましては、今月の締切までに10件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第542号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、湖北町今西地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。農用地区域内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において指定された農業用施設の用途のために転用する場合や、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は、転用目的が営農型太陽光発電施設で一時転用されるものです。この場合、農林水産省通知により発電設備下部における営農が適切に継続されること、また毎年生産された農産物に係

る状況を報告すること、営農が行われない場合等には速やかに当該設備を撤去することなどを条件にした場合、農用地区内農地においても例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られ、営農型太陽光発電施設の転用における営農計画書、営農への影響見込書等、必要書類も添付されていることから受け付けております。また本案件は、平成30年6月11日付け、指令長農委第5046号で営農型太陽光発電施設を目的とした一時転用許可をしています。転用期間は3年間で、転用面積は太陽光パネルの支柱部分のみです。この一時転用許可の3年が経過し転用期間が満了となり、今後も継続して事業を行う場合、転用期間が満了になるまでに継続にかかる農地法第5条申請をしていただくところですが、諸手続きが遅滞したため、必要書類の添付がありました。

本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町今西地先、田、2,455㎡の内0.10㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を営農型太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、東と北は譲渡人所有農地、西と南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は平成30年に営農型太陽光発電施設を目的とした一時転用許可申請をされ、今回は更新に伴う申請です。さきほど事務局からも説明がありましたが、事業を継続するなら一時転用期間が満了となる前に手続きすべきところ、申請が現在になったため、必要書類が添付されています。下部の農地の営農状況については、当初の許可からの毎年の収穫物の状況報告により、適切な営農が継続されていることが確認され、営農においても、玉ネギ、キャベツ等の作付けが計画されています。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、酢地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから許可相当と判断しています。申請地は令和3年1月28日付け、長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、酢地先、田、316㎡、畑、218㎡、計534㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を駐車場及び事務所とした申請です。周囲の状況は、東は譲受人所有農地、西は用悪水路、南は水路、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は土木業を営んでいます。現在使用している事務所がプレハブで老朽化が激しく、また手狭になってきたため、事務所と駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、八木浜町地先、畑、118㎡、契約内容は売買で転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と南は宅地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内で建設業を営んでおり、仕事先が北は木之本方面、南は彦根方面の仕事が増え、交通の便がよいところに資材置場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

3月の総会にて今回とは違う場所で、農地転用の申請をされましたが、他にも農地転用手続きが出来ていなかった為、追加申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町高月地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、高月町高月地先、田、554㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は譲渡人所有農地、南と北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は湖北、湖東エリアを中心に不動産業を営んでおり、今回申請地の北側で既に転用許可を受けた土地と併せて建売分譲住宅を計画され、隣接地で適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、七条町地先、田、2,789㎡、契約内容は売買で転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路と農地、西は道路と宅地、南は雑種地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は建築外構工事を行う会社を経営しております。現在事務所が米原市にありますが、資材を調達している会社が遠く不便なため、資材を調達している会社近くに、資材置場の整備を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。もう耕作はされていない状態です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、高月町横山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、高月町横山地先、田、703㎡、契約内容は売買で転用目的を資材置場及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南は宅地、西は山林、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側に本社があり、建築業を営んでいる会社です。今回、事業拡張により駐車場、資材置場が手狭になり、本社近くで駐車場、資材置場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、堀部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、隣接する既存の施設の拡張に係る部分の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えない場合、例外的に許可できます。今回、既存面積が約6,500㎡対して拡張面積が2,698㎡ですので、許可相当と判断しています。申請地は令和元年8月27日付け、長浜市公告第203号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、堀部町地先、田、2,698㎡、契約内容は売買で転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は農地、南は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側に隣接する場所に本社があり、廃棄物収集運搬業等を営む会社を営んでいます。今回、廃棄物の収集量が増え、コンテナ置き場、駐車場が手狭になり、本社の隣接地でコンテナ置き場と駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、余呉町下余呉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等

が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、余呉町下余呉地先、畑、481㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西と北は譲渡人所有農地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住しており、今回、現在居住している住居の老朽化が激しく、集落内で住居を新築する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、黒部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、黒部町地先、畑、415㎡、契約内容は贈与で転用目的を一般住宅とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、西は用悪水路、南は宅地と農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内のアパートに居住しています。今回、家族が増える予定があり、現在の住居では手狭になるため、実家近くで住居を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、南田附町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和3年1月28日付け、長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、南田附町地先、畑、938㎡、契約内容は売買で転用目的を資材置場及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と北は用悪水路、西は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。約20年前に建設業を営んでいた譲受人の先代が、譲渡人の承諾を得て資材置場として造成され、現在に至ったものです。また申請地については、農地等調査委員会で指導をし是正されております。今回、売買の手続きを進めたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第543号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第543号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第544号、農用地利用集積計画、案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第544号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年4月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業

による利用権の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手42人に対して借り手が12人で、筆数は61筆、合計の面積で95,632㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者3名に対して取得者3名、筆数は11筆、面積は21,348㎡を所有権移転される計画です。次に、農地利用集積円滑化事業による利用権の移転につきましては、以前に円滑化団体であるレーク伊吹農協がいったん借り受けて、他の耕作者に10年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で耕作者の変更があり、残余期間の5年について1人の借り手に1筆、1,033㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後ろが、利用権設定についてと記載されている番号1から番号61につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。次にタイトルの後ろが、所有権移転と記載されている番号1から番号11までにつきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

最後にタイトル後ろが、利用権設定についてとなっており、備考欄に、円滑化と標記されている番号62は、レーク伊吹農協と地元の農地所有適格法人と利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。

以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第544号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。1番の小畑義彦委員、16番の廣部重嗣委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問をうけました、議案第544号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第545号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第545号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年4月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました3件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第545号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第545号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第546号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第546号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和3年4月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林

水産省令で定める基準に従い別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う新居町地先の畑2筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。

本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。新居町地先の畑2筆については、さる3月18日に現地委員であります堀田委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作放棄地であるが、草刈等を行えば耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、3月22日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第546号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第546号についてご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第546号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に報告及び連絡事項について、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年4月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年5月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年5月12日、水曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、

よろしく申し上げます。

3点目、令和3年5月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年5月6日、水曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、16番の廣部委員、18番の保積委員、となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和3年4月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年4月21日、水曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の小畑委員、20番の松居委員です。よろしく申し上げます。

5点目、令和3年5月12日、水曜日、時刻についてはご連絡をいたしますが、午前中に全員協議会を開催する予定をしております。内容といたしましては、令和2年10月に行いました意見具申を受けて、今年度の市の予算が決定いたしましたので、報告等をさせていただきます。また、農地利用最適化推進委員会にて、本日の午前中にご協議いただきました、令和2年度目標およびその達成に向けた活動の点検評価と、令和3年度の目標およびその達成に向けた活動計画、こちらをご協議いただく予定となっております。後日、詳細をご案内させていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

他にご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)

令和3年5月12日